

# 京都工芸繊維大学大学院学則（案）

昭和 63 年 9 月 30 日 制定

京都工芸繊維大学大学院学則（昭和 40 年 4 月 1 日制定）の全部を改正する。

## 第 1 章 総則

### （趣旨）

第 1 条 この学則は、京都工芸繊維大学通則（以下「通則」という。）第 49 条第 2 項の規定に基づき、京都工芸繊維大学大学院（以下「大学院」という。）について必要な事項を定める。  
（目的）

第 2 条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

### （研究科）

第 3 条 大学院に、工芸科学研究科（以下「研究科」という。）を置く。  
（課程）

第 4 条 研究科の課程は、博士課程とし、これを前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

2 博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

3 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

### （専攻）

第 5 条 研究科に、次の専攻を置く。

#### 博士前期課程

応用生物学専攻

生体分子工学専攻

高分子機能工学専攻

物質工学専攻

電子システム工学専攻

情報工学専攻

機械システム工学専攻

デザイン経営工学専攻

造形工学専攻

デザイン科学専攻

建築設計学専攻

先端ファイブロ科学専攻

バイオベースマテリアル学専攻

#### 博士後期課程

生命物質科学専攻

設計工学専攻

造形科学専攻

先端ファイブロ科学専攻

バイオベースマテリアル学専攻

(学生定員)

第6条 研究科の学生定員は、次の表のとおりとする。

課 程	専 攻	入学定員	収容定員
博士前期課程	応用生物学専攻	4 0	8 0
	生体分子工学専攻	3 5	7 0
	高分子機能工学専攻	3 5	7 0
	物質工学専攻	4 8	9 6
	電子システム工学専攻	4 0	8 0
	情報工学専攻	4 0	8 0
	機械システム工学専攻	5 5	1 1 0
	デザイン経営工学専攻	1 8	3 6
	造形工学専攻	2 5	5 0
	デザイン科学専攻	1 7	3 4
	建築設計学専攻	2 5	5 0
	先端ファイブロ科学専攻	3 0	6 0
	バイオベースマテリアル学専攻	2 2	4 4
計		4 3 0	8 6 0
博士後期課程	生命物質科学専攻	1 5	4 5
	設計工学専攻	9	2 7
	造形科学専攻	8	2 4
	先端ファイブロ科学専攻	8	2 4
	バイオベースマテリアル学専攻	6	1 8
	計	4 6	1 3 8
合 計		4 7 6	9 9 8

(修業年限)

第7条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第8条 博士前期課程の学生は4年を、博士後期課程の学生は5年を超えて在学することができない。

(学年、学期及び休業日)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

3 休業日については、通則第3条の規定を準用する。

第2章 入学の時期、入学資格、休学等

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、秋学期の始めとすることがある。

(博士前期課程の入学資格)

第11条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したものであって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科において、本学の定める単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者を博士前期課程に入学させることがある。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(博士後期課程の入学資格)

第12条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者

- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの  
(入学の出願及び入学者選抜等)

第13条 入学の出願及び入学者の選抜並びに入学の許可は、通則第6条から第7条までの規定を準用する。

(再入学及び転入学)

第14条 大学院を退学した者で再入学を志願する者又は他の大学の大学院から転入学を志願する者については、選考の上、許可することがある。

(休学等)

第15条 休学、退学、転学及び留学については、それぞれ通則第17条から第21条まで、第22条、第23条及び第23条の2の規定を準用する。この場合において、第17条、第18条、第20条、第22条、第23条及び第23条の2第1項中「学部長」とあるのは「研究科長」と、第21条第1項中「4年」とあるのは「博士前期課程にあっては2年を、博士後期課程にあっては3年」と読み替えるものとする。

### 第3章 教育方法

(授業及び研究指導)

第16条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目)

第17条 授業科目及びその単位数並びに履修方法については、規則で定める。

2 単位数計算の基準については、通則第15条の規定を準用する。

(他大学大学院における授業科目の履修)

第18条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院と協議の上、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、博士前期課程の学生にあっては10単位を、博士後期課程の学生にあっては4単位を限度として当該各課程において修得したものとみなすことがある。

3 前2項の規定は、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第19条 教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、博士前期課程の学生にあっては 10 単位を、博士後期課程の学生にあっては 4 単位を、それぞれ超えないものとする。

(他大学大学院等における研究指導)

第 20 条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等と協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。

2 前項の規定により受ける研究指導の期間は、博士前期課程の学生にあっては 1 年を超えないものとする。

3 第 1 項の規定により受けた研究指導は、研究科において受けた研究指導の全部又は一部として認定することができる。

(教育方法の特例)

第 20 条の 2 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある。

#### 第 4 章 課程修了の要件及び学位

(博士前期課程修了の要件)

第 21 条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査（デザイン科学専攻及び建築設計学専攻にあっては特定の課題についての研究の成果の審査）及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた業績を上げたと認められる者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、あらかじめ主任指導教員の承認を受けているときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることがある。

(博士後期課程修了の要件)

第 22 条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に 3 年以上在学し、16 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げたと認められる者については、当該課程に 1 年（修士課程を修了した者にあっては、博士後期課程における 1 年以上の在学期間と修士課程における在学期間を合算して 3 年）以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第 23 条 博士前期課程を修了した者には修士の学位を授与し、その学位に付記する専攻分野は、次のとおりとする。

応用生物学専攻	農学
生体分子工学専攻	工学
高分子機能工学専攻	工学
物質工学専攻	工学
電子システム工学専攻	工学
情報工学専攻	工学
機械システム工学専攻	工学
デザイン経営工学専攻	工学

造形工学専攻	工学
デザイン科学専攻	工学
建築設計学専攻	建築設計学
先端ファイブロ科学専攻	工学
バイオベースマテリアル学専攻	工学

- 2 博士後期課程を修了した者には博士の学位を授与し、その学位に付記する専攻分野は、学術とする。ただし、教育研究の内容によっては、その専攻分野を工学とすることがある。
- 3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士後期課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与する。

(学位規則)

第24条 学位論文の審査及び最終試験の方法その他学位に関し必要な事項は、京都工芸繊維大学学位規則の定めるところによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第25条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 研究科において当該所要資格を取得できる教員の普通免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

課 程	専 攻	普通免許状の種類及び教科	
		中学校教諭	高等学校教諭
博士前期 課程	応用生物学専攻	理 科	理 科
	生体分子工学専攻	理 科	理 科
	高分子機能工学専攻	理 科	理 科
	物質工学専攻	理 科	理 科
	電子システム工学専攻	数 学	数 学
	情報工学専攻	数 学	数 学
	機械システム工学専攻	数 学	数 学
	デザイン経営工学専攻		工 業
	造形工学専攻		工 業
	デザイン科学専攻		工 業
	先端ファイブロ科学専攻	理 科	理 科
	バイオベースマテリアル学専攻	理 科	理 科

第5章 表彰、懲戒及び除籍

(表彰、懲戒及び除籍)

第26条 表彰、懲戒及び除籍については、それぞれ通則第36条、第37条及び第24条の規定を準用する。この場合において、第36条、第37条第1項及び第24条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第27条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人京都工芸繊維大学における授業料その他の費用に関する規則（平成16年4月8日制定）に定めるところによるものとし、通則第30条から第35条までの規定は、これを準用する

2 入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、特別受入学生、国際交流学生及び外国人留学生

### (研究生)

第28条 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

### (科目等履修生)

第29条 研究科において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が履修し、試験に合格した授業科目については所定の単位を与える。

3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

### (特別聴講学生)

第30条 他の大学の大学院又は外国の大学院の学生で、研究科において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学の大学院等と協議の上特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

### (特別研究学生)

第31条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、研究科において特定の研究課題について研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院と協議の上、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生について必要な事項は、別に定める。

### (特別受入学生)

第31条の2 本学が実施する人材育成事業に際し、当該事業に関連する他の団体等（以下「関連団体等」という。）との協議に基づき、当該関連団体等の推薦する者を特別受入学生として入学を許可することがある。

2 特別受入学生は、特定の課題研究のほか、当該事業に関連する授業科目を履修することがある。

3 特別受入学生が履修し試験に合格した授業科目については、所定の単位を与える。

4 特別受入学生に關し必要な規定は、規則で定める。

### (国際交流学生)

第31条の3 本学が外国の大学又は研究機関と締結する国際交流協定及び学生交流覚書に基づき、当該外国の大学又は研究機関が派遣する学生を国際交流学生として入学を許可することがある。

2 国際交流学生は、特定の研究課題について研究指導を受け、又は授業科目を履修する。

3 国際交流学生が履修し試験に合格した授業科目については、所定の単位を与える。

4 国際交流学生に関し必要な規定は、規則で定める。

(外国人留学生)

第32条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国し、又は入国しようとする外国人で、研究科に入学を志願する者があるときは、研究科の教育研究に支障のない限り、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生は、研究科の学生定員の枠外とすることがある。

3 第1項による入学選考については、別に定める。

#### 附 則

1 この学則は、昭和63年10月1日から施行する。

2 この学則施行前の工芸学研究科及び繊維学研究科は、この学則による改正後の学則第3条の規定にかわらず、昭和63年9月30日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、教育課程及び履修方法は、なお従前の例による。

3 この学則施行後の工芸科学研究科の各専攻は、昭和64年度から学生を入学させるものとする。

4 第6条に定める学生の総定員は、同条の規定にかかわらず、昭和64年度から昭和65年度までは、次の表のとおりとする。

課 程	専 攻	64年度	65年度
博士前期課程	機 械 シ ス テ ム 工 学 専 攻	人 1 8	人 3 6
	電 子 情 報 工 学 専 攻	1 6	3 2
	物 質 工 学 専 攻	2 6	5 2
	造 形 工 学 専 攻	2 6	5 2
	応 用 生 物 学 専 攻	1 2	2 4
	高 分 子 学 専 攻	2 2	4 4
計		1 2 0	2 4 0
博士後期課程	機 能 科 学 専 攻	1 0	2 0
	材 料 科 学 専 攻	8	1 6
	情 報 ・ 生 産 科 学 専 攻	8	1 6
	計	2 6	5 2
合 計		1 4 6	2 9 2

#### 附 則

この学則は、平成元年3月23日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成元年4月27日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成2年5月17日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成3年2月7日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成3年11月21日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 第6条に定める学生の総定員は、同条の規定にかかわらず、平成5年度及び平成6年度について、次の表のとおりとする。

課 程	専 攻	平成5年度	平成6年度
博士前期課程	機 械 シ ス テ ム 工 学 専 攻	人 3 6	人 3 6
	電 子 情 報 工 学 専 攻	3 9	4 6
	物 質 工 学 専 攻	5 9	6 6
	造 形 工 学 専 攻	5 9	6 6
	応 用 生 物 学 専 攻	2 4	2 4
	高 分 子 学 専 攻	4 4	4 4
計		2 6 1	2 8 2
博士後期課程	機 能 科 学 専 攻	3 2	3 4
	材 料 科 学 専 攻	2 6	2 8
	情 報 ・ 生 産 科 学 専 攻	2 6	2 8
計		8 4	9 0
合 計		3 4 5	3 7 2

#### 附 則

この学則は、平成5年7月15日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成5年9月16日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成6年7月14日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成6年10月20日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条に定める学生の総定員は、同条の規定にかかわらず、平成8年度及び平成9年度については、次の表のとおりとする。

課 程	専 攻	平成8年度	平成9年度
博士前期課程	機 械 シ ス テ ム 工 学 専 攻	人 3 6	人 3 6
	電 子 情 報 工 学 専 攻	4 6	4 6
	物 質 工 学 専 攻	6 6	6 6

	造形工学専攻 応用生物学専攻 高分子科学専攻	66 25 44	66 26 44
	計	283	284
博士後期課程	機能科学専攻	42	48
	材料科学専攻	30	30
	情報・生産科学専攻	30	30
	計	102	108
	合 計	385	392

#### 附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成10年度から平成13年度までは、次の表のとおりとする。

課 程	専 攻	平 成 1 0 年 度	平 成 1 1 年 度	平 成 1 2 年 度	平 成 1 3 年 度
博士前期課程	機械システム工学専攻	人 36	人 36	人 36	人 36
	電子情報工学専攻	44	42	42	42
	物質工学専攻	66	66	66	66
	造形工学専攻	66	66	66	66
	応用生物学専攻	26	26	26	26
	高分子科学専攻	42	40	40	40
	先端ファイブロ科学専攻	22	44	44	44
	計	302	320	320	320
博士後期課程	機能科学専攻	54	54	53	52
	材料科学専攻	30	30	30	30
	情報・生産科学専攻	30	30	29	28
	先端ファイブロ科学専攻	0	0	10	20
	計	114	114	122	130
	合 計	416	434	442	450

#### 附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成11年12月16日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成12年6月22日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成13年1月6日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成13年6月21日から施行する。

## 附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成14年度については、次の表のとおりとする。

課 程	専 攻	人
博士前期課程	機械システム工学専攻	5 2
	電子情報工学専攻	6 1
	物質工学専攻	7 5
	造形工学専攻	7 5
	応用生物学専攻	4 7
	高分子学専攻	5 4
	デザイン経営工学専攻	1 0
	先端ファイブロ科学専攻	4 4
計		4 1 8
博士後期課程	機能科学専攻	5 1
	材料科学専攻	3 0
	情報・生産科学専攻	2 7
	先端ファイブロ科学専攻	3 0
	計	1 3 8
合 計		5 5 6

## 附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この学則の施行前に博士後期課程先端ファイブロ科学専攻に入学した者の修了の要件は、この学則施行後も、なお従前の例による。

## 附 則

この学則は、平成15年1月23日から施行する。

## 附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この学則の施行前に博士後期課程先端ファイブロ科学専攻に入学した者の修了の要件については、この学則の施行後も、なお従前の例による。

## 附 則

1 この規程は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 改正後の第6条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成16年度については、次の表のとおりとする。

課 程	専 攻	収 容 定 員
博士課程 前期	機械システム工学専攻	人 6 8
	電子情報工学専攻	8 0
	物質工学専攻	8 4
	造形工学専攻	7 4
	建築設計学専攻	1 5
	応用生物学専攻	6 8
	高分子学専攻	6 8
	デザイン経営工学専攻	2 0
	先端ファイブロ科学専攻	4 4
	計	5 2 1
博士後期 課程	機能科学専攻	5 1
	材料科学専攻	3 0
	情報・生産科学専攻	2 7
	先端ファイブロ科学専攻	3 0
計		1 3 8
合 計		6 5 9

#### 附 則

この学則は、平成17年3月17日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正前の学則による博士前期課程の電子情報工学専攻及び高分子学専攻並びに博士後期課程の機能科学専攻、材料科学専攻及び情報・生産科学専攻は、改正後の学則の規定にかかわらず、当該専攻に学生が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 施行日前から引き続き在学する学生の教育課程、履修方法等については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前2項の規定に係る経過的措置その他の必要な事項は、教授会が定める。
- 5 改正後の第6条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度及び平成19年度については、次の表のとおりとする。

課 程	専 攻	平成 18 年度	平成 19 年度
博士前期課程	電子情報工学専攻	40	人
	高分子化学専攻	34	人
	応用生物学専攻	69	70
	生体分子工学専攻	35	70
	高分子機能工学専攻	35	70
	物質工学専攻	87	90
	電子システム工学専攻	30	60
	情報工学専攻	30	60
	機械システム工学専攻	74	80
	デザイン経営工学専攻	24	28
	造形工学専攻	57	50
	デザイン科学専攻	14	28
	建築設計工学専攻	35	40
	先端ファイブロ科学専攻	44	44
計		608	690
博士後期課程	機能科学専攻	34	17
	材料科学専攻	20	10
	情報・生産科学専攻	18	9
	生命物質科学専攻	18	36
	設計工学専攻	10	20
	造形科学専攻	8	16
	先端ファイブロ科学専攻	30	30
計		138	138
合 計		746	828

#### 附 則

この学則は、平成 18 年 6 月 15 日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成 20 年 1 月 17 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成 20 年 3 月 14 日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成 21 年 1 月 8 日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成 21 年 2 月 19 日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 6 条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 22 年度については、次の表のとおりとする。

課 程	専 攻	収容定員
博士前期課程	応用生物学専攻	人 70
	生体分子工学専攻	70
	高分子機能工学専攻	70
	物質工学専攻	90

	電子システム工学専攻	6 0
	情報工学専攻	6 0
	機械システム工学専攻	8 0
	デザイン経営工学専攻	2 8
	造形工学専攻	5 0
	デザイン科学専攻	2 8
	建築設計学専攻	4 0
	先端ファイブロ科学専攻	4 4
	バイオベースマテリアル学専攻	2 2
	計	7 1 2
博士後期課程	生命物質科学専攻	5 4
	設計工学専攻	3 0
	造形科学専攻	2 4
	先端ファイブロ科学専攻	3 0
	計	1 3 8
合 計		8 5 0

#### 附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成23年度及び平成24年度については、次の表のとおりとする。

課 程	専 攻	平成23 年度	平成24 年度
博士前期課程	応用生物学専攻	人 7 5	人 8 0
	生体分子工学専攻	7 0	7 0
	高分子機能工学専攻	7 0	7 0
	物質工学専攻	9 3	9 6
	電子システム工学専攻	7 0	8 0
	情報工学専攻	7 0	8 0
	機械システム工学専攻	9 5	1 1 0
	デザイン経営工学専攻	3 2	3 6
	造形工学専攻	5 0	5 0
	デザイン科学専攻	3 1	3 4
	建築設計学専攻	4 5	5 0
	先端ファイブロ科学専攻	5 2	6 0
	バイオベースマテリアル学専攻	4 4	4 4
計		7 9 7	8 6 0
博士後期課程	生命物質科学専攻	5 1	4 8
	設計工学専攻	2 9	2 8
	造形科学専攻	2 4	2 4
	先端ファイブロ科学専攻	2 8	2 6
	計	1 3 2	1 2 6
合 計		9 2 9	9 8 6

#### 附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成24年度及び平成25年度については、次の表のとおりとする。

課 程	専 攻	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
博士前期課程	応用生物学専攻	人 8 0	人 8 0
	生体分子工学専攻	7 0	7 0
	高分子機能工学専攻	7 0	7 0
	物質工学専攻	9 6	9 6
	電子システム工学専攻	8 0	8 0
	情報工学専攻	8 0	8 0
	機械システム工学専攻	1 1 0	1 1 0
	デザイン経営工学専攻	3 6	3 6
	造形工学専攻	5 0	5 0
	デザイン科学専攻	3 4	3 4
	建築設計学専攻	5 0	5 0
	先端ファイブロ科学専攻	6 0	6 0
	バイオベースマテリアル学専攻	4 4	4 4
計		8 6 0	8 6 0
博士後期課程	生命物質科学専攻	4 8	4 5
	設計工学専攻	2 8	2 7
	造形科学専攻	2 4	2 4
	先端ファイブロ科学専攻	2 6	2 4
	バイオベースマテリアル学専攻	6	1 2
計		1 3 2	1 3 2
合 計		9 9 2	9 9 2

# 京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科教授会規則

平成 18 年 4 月 3 日制定  
最終改正 平成 22 年 3 月 23 日

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「組織規則」という。）第 26 条の 4 の規定に基づき、研究科教授会に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 研究科教授会は、研究科に所属する専任の教授（以下「構成員」という。）をもって組織する。

## (審議事項)

第3条 研究科教授会は、組織規則第 26 条の 2 の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、課程の修了その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 研究科長の選考及び解任に関する事項
- (4) 教員の人事に関し、京都工芸繊維大学教員特例規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）の規程によりその権限に属させられた事項
- (5) その他教育、研究及び学生指導に関する重要事項

## (議長)

第4条 研究科教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長は、研究科教授会を主宰する。

3 研究科教授会に副議長を置き、副研究科長及び学系長のうちからあらかじめ研究科長が指名する者をもって充てる。

4 議長に事故があるときは、副議長が議長の職務を代行する。

## (会議)

第5条 研究科教授会は、研究科長が必要と認めたときに開催する。ただし、構成員の 4 分の 1 以上が会議に付する事項を示して請求したときは、この限りでない。

2 研究科教授会は、別に定める場合を除き、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

3 前項の場合において、休職中の者、海外渡航中の者、1 か月以上にわたる休暇中の者及び 1 か月以上にわたる研修中の者の数は、構成員の数から除外するものとする。

4 研究科長が必要と認めたときは、構成員以外の職員を研究科教授会に出席させて説明又は意見を聞くことができる。

## (議決)

第6条 研究科教授会の議事は、別に定める場合を除き、出席者の過半数の同意でこ

れを決し、可否同数のときは議長が決する。

2 前項の議決には、議長は教授としてこれに加わる権利を有しない。

(委員会)

第7条 研究科教授会に、委員会その他の組織（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

2 委員会等には、准教授その他の職員を加えることができる。

3 委員会等は、審議結果を研究科教授会に報告しなければならない。

(事務)

第8条 研究科教授会の事務は、総務企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。